

【中学校職員向け】第2志望校制度に関するQ&A

Q1 第2志望校制度において、くくり募集である筑豊高校の「商業に関する学科」を、「総合ビジネス科」などと指定して記入した場合、当該第2志望は無効となりますか。

A1 無効にはなりません。ただし、筑豊高校の「商業に関する学科」及び「総合ビジネス科」は、くくり募集であるため、「商業に関する学科」として選考されます。中学生の進路希望とミスマッチが生じないように、進路指導の中で適切に御指導下さい。

Q2 特別措置申請書を提出する受験生について、第2志望校制度上の取扱いを教えてください。

A2 特別措置申請書を提出した場合、まず第1志望校と受験生・保護者・中学校の四者で協議を行います。その際、第2志望校の有無について確認を行います。第2志望校がある場合は、第2志望校を合格した場合の入学後の生活に関する合意形成の場を、別途設けることとなります。

Q3 第2志望校制度入学志願者一覧表（様式9）は、どこで取得すればいいですか。

A3 以下の県ホームページに掲載しています。

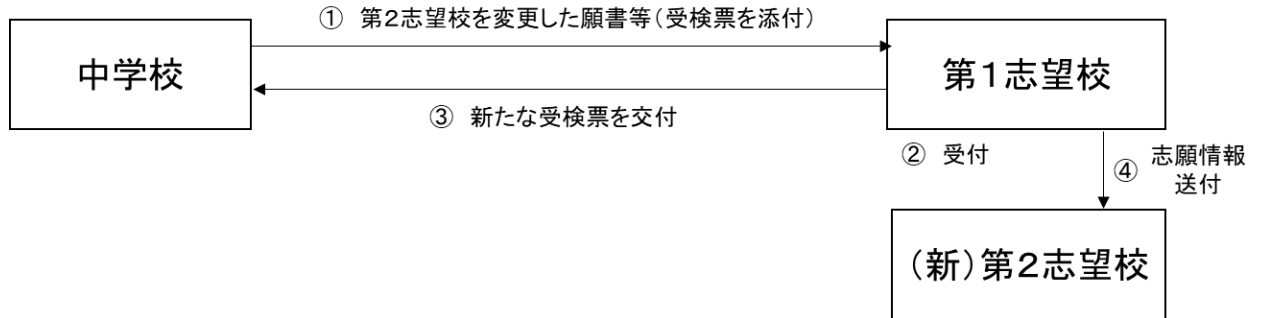
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/05youkou.html>



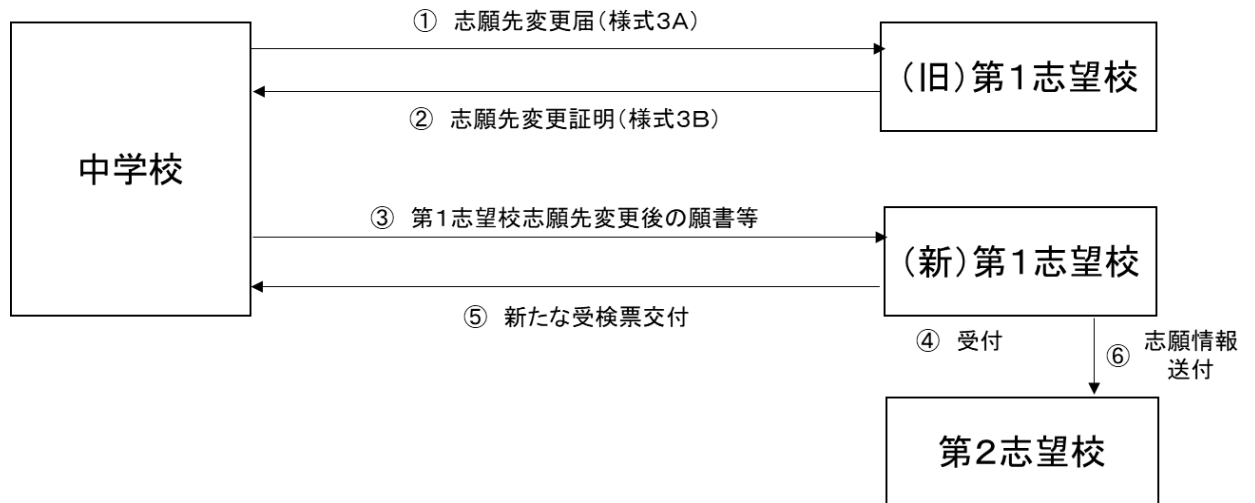
Q4 第2志望校の志願先変更の手続きを教えてください。

A4 主な志願先変更における手続きは以下のとおりです。

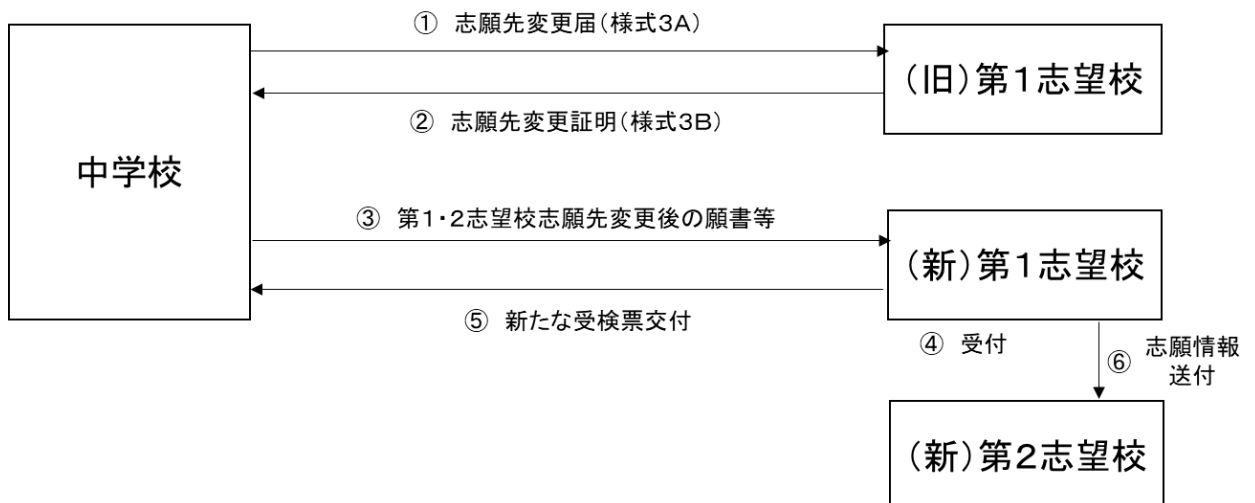
第2志望校のみを変更する場合



第1志望校のみを変更する場合



第1志望校及び第2志望校いずれも変更する場合



Q5 同一校内の異なる学科を第2志望校としている者が、第1志望校と第2志望校を入れ替える場合、志願変更届等の手続きは必要ですか。

A5 志願変更届・証明の提出等を省略しても構いません。ただし、変更後の入学願書等は再度提出する必要があります。

Q6 第2志望校で合格した中学生は、補充募集に出願ができますか。

A6 できません。補充募集における出願は、「福岡県立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者」であることが要件となっています。第2志望校で合格している場合は、不合格となった者に当てはまりませんので、補充募集の出願資格がありません。

Q7 中学生・保護者に本制度を周知したいのですが、県が作成している広報物がありますか。

A7 県のホームページに、第2志望校制度に関するチラシを掲載しています。また、パンフレット「県立高校を目指すみなさんへ」にも、第2志望校制度の概要を掲載しています。

以下の県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dainishibou.html>

